

○佐伯市広告料収入事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市民サービスの向上を図るために本市の新たな財源を確保するとともに、本市の経済の活性化を図ることを目的として実施する佐伯市広告料収入事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、本市が発行する広報物及び印刷物、本市が所有する公用車及び構造物、本市のホームページその他本市が提供する媒体のうち広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）に、企業等が広告を掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）することにより、収入の増加又は経費節減を図るものとする。

(利用の申請)

第3条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載等利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、広告掲載等利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の利用の決定をするときは、広告掲載に係る広告の内容、デザイン等について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

(利用の決定の基準)

第5条 市長は、広告掲載が別表の各項のいずれかに該当するときは、利用の決定をしないものとする。
2 前項に定めるもののほか、広告掲載の規格、期間、募集方法及び料金等利用の決定に関し必要な基準は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(利用の変更又は中止)

第6条 第4条第1項の規定による利用の決定を受けたもの（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、広告掲載等利用変更（中止）届（様式第3号）により、速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 広告掲載の規格、期間その他利用の申請の内容を変更しようとする場合
- (2) 利用の中止をしようとする場合

(利用の決定の取消し)

第7条 市長は、利用者が第4条第2項の規定による指示若しくは条件に従わないとき、又は利用の決定をした後の事情の変更等により広告の内容等が第5条第1項に規定する基準に抵触したとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、広告掲載等利用決定取消通知書（様式第4号）により利用者に通知する。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 利用者は、利用の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が利用の決定又は当該利用の決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 利用者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 利用者は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、大分県屋外広告物条例（昭和39年大分県条例第71号）に規定する利用の決定を受けなければならない。

（広告物の撤去等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 利用者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 第7条の規定により、広告物若しくは印刷物である広告物の広告掲載に係る利用の決定を取り消されたとき、又は広告掲載に係る利用の決定を取り消された利用者が広告物（前号に該当する広告物を除く。）を撤去せず、若しくは削除しないとき。
- (3) 利用者が死亡又は倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、利用者の負担とする。ただし、前項第3号に該当する場合は、この限りでない。

（広告掲載審査委員会）

第11条 第4条第1項に規定する利用の可否の決定について疑義が生じた場合に利用の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は総合政策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、地域振興部長及び市民生活部長をもって充てる。

(審査結果の報告)

第12条 委員会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

(会議)

第13条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員長、副委員長及び委員（次項において「出席委員」という。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（委員長及び副委員長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年11月26日告示第160号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第44号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。